福島社発第　１７２　号
平成２８年１２月１２日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明
（公印省略）

社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる
社労士紹介ウェブサイトについて

このたび、連合会会長より別添平成 28 年 11 月 1 日付け社労連第７０１ 号「社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる社労士紹介ウェブサイトに関する対応について」の通知がありました。

今回、不適切と考えられるウェブサイトは、障害年金の申請を希望する者（以下「依頼者」という。）に社労士を紹介するウェブサイトであり、依頼者が社労士に申請業務を依頼し、受給に至った場合に、当該ウェブサイトの運営会社が依頼者に対し「受給支援金」なる金銭を支払うものです。

これについて、連合会では、社会的儀礼の範囲を超えた有価物を広告対象者に供与して宣伝することは倫理的に問題があるものとしております。

したがって、現状の当該ウェブサイトとの契約は控えていただくようお願いいたします。

また、各種社労士紹介ウェブサイトと契約する際は、職業倫理に抵触することがないよう、契約内容や紹介システム等を十分確認されますようお願いいたします。

社労士検索の中に無断で掲載されることも確認されておりますので、日頃より十分注意いただきたくお願いいたします。

社 労 連 第 701 号
平成 28 年 11 月 1 日

都道府県社会保険労務士会会長　殿

全国社会保険労務士会連合会
会　長　　大　西　　健　造
（公　印　省　略）

社労士の職業倫理に照らし不適切と考えられる
社労士紹介ウェブサイトに関する対応について

謹啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、連合会の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、障害年金の申請を希望する者（以下「依頼者」という。）に社労士を紹介する下記のウェブサイトにおいて、依頼者が社労士に申請業務を依頼し、受給に至った場合に、当該ウェブサイトの運営会社が依頼者に対し「受給支援金」なる金銭を支払う特典を用意し営業しているものがあるが、社労士が広告対象者に有価物を供与することとしているウェブサイトに登録して広告する行為は倫理的に問題があるのではないかとの照会が寄せられました。

また、同ウェブサイトでは、登録した社労士を検索する機能がありますが、当該社労士に無断で掲載されているものがあることが確認されています。

これについて、連合会といたしましては、社会的儀礼の範囲を超えた有価物を広告対象者に供与して宣伝するという点で倫理的に問題があるもの(『倫理研修テキスト～平成 28 年度～』P.63 参照）と認識していることから、都道府県会のご協力を得て、当該ウェブサイトの運営会社に対する申入れ及び同サイトに登録した社労士への指導を行うことといたしました。

つきましては、貴職におかれましては業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、本件を貴会会員の皆様にご周知賜りますようお願い申し上げますとともに、当該ウェブサイトに掲載されている貴会会員のリストを別添にて送付いたしますので、上記の趣旨に基づくご指導を賜りますようお願い申し上げます。

謹　白

記

１．ウェブサイト名：「障害年金の相談窓口　コノヒカラ」
URL：http://konohikara.com
２．運　営　会　社：株式会社ハッピーズ　　Tel. 03-6441-3835
東京都港区赤坂５－４－12　TGA　AKASAKA５Ｆ

以上

（担当：業務部企画課）

嘱者から文書による同意を得られた場合には表示可能となる。

⑷　有価物等の供与について

社会的礼儀の範囲を超えた有価物（例えば商品券、贈答品等）を、広告対象者に供与して宣伝することを禁じたものである。このような行為は社労士又は社労士法人の社会的信用や品位を失墜させる行為の代表例であることから、これを明らかにしたものである。

●　社会的礼儀の範囲内として考えられるもの

（例）　お歳暮として事務所名が入ったカレンダーを送ること

（例）　事務所の開設記念品等を配布すること

⑸　広告する社労士等の表示について

会員が行う広告は国民に対する情報開示であり、実施に当たっては、責任者である社労士又は社労士法人の氏名又は名称を表示し、その広告の責任の所在を明らかにする必要がある。広告行為が印刷物や画像等によらない場合（インターネット、ラジオ、電話、面談、スピーチ等）であっても、印刷物等と同様に、広告主の氏名又は名称及び本会の会員である旨を明らかにする必要がある。

⑹　広告であることの表示について

郵便、電子メール、ファクス、宅配等により、広告物が不特定あるいは多数の人々に直接配布されるようになることも考えられる。面識のない社労士又は社労士法人から送付された文書等は、受け取る者に唐突な印象や無用な心配を与えかねない。したがって、これを防ぎ、受け取る者に拒否する自由を保障するために、例えば封筒の表及び文書の冒頭に「広告資料」、「事務所案内」などと明記し、配布された文書等が広告物であることが一見して判るように表示する必要がある。

⑺　保存義務について

会員が行う業務広告は国民の利便に資するための情報開示であり、その内容について広告主としての責任を明確にする必要がある。そのため、広告物は一定期間保存することを求めることとしたものである。社労士会の責任において法に抵触する広告の排除等の是正措置を講ずることと